

# 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱

埼玉県環境部大気環境課

# 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱

## (目的)

第1 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）

第23条に規定する大気汚染の緊急時（以下「緊急時」という。）における知事の措置に関し、揮発性有機化合物（法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物をいう。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱に定めのない事項については、埼玉県大気汚染緊急時対策要綱（昭和47年6月1日決裁。以下「緊急時対策要綱」という。）に定めるところによる。

## (実施計画の届出)

第2 環境管理事務所長は、所管内にある別表1に掲げる揮発性有機化合物排出事業者（以下「排出事業者」という。）に対し、様式1による緊急時における措置の実施計画を届け出るよう求めるものとする。

## (緊急時の措置)

第3 緊急時対策要綱第6の規定に基づき緊急時の発令を行ったときは、発令地区内の排出事業者に対して、別表2に掲げる揮発性有機化合物の排出量の削減等に係る措置の協力を求め、又は命令するものとする。

2 排出事業者は、重大緊急報の発令により揮発性有機化合物の排出量の削減等の命令を受けた場合、ただちに必要な措置を講ずるものとする。また、環境管理事務所長は、所管内の排出事業者に対し、その措置状況について報告するよう求めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表1

## 緊急時の措置に係る揮発性有機化合物排出事業者

揮発性有機化合物排出事業者	大気汚染防止法第17条の10に規定する揮発性有機化合物排出者（施設の廃止等に伴い揮発性有機化合物排出事業者でなくなった者を含む）
---------------	--

別表2

## 緊急時の措置

緊急時の区分	緊急時の措置
光化学スモッグ 注意報	揮発性有機化合物排出事業者に対して、揮発性有機化合物の管理の徹底、排出量又は飛散量の削減について協力を求める。
光化学スモッグ 警報	揮発性有機化合物排出事業者に対して、揮発性有機化合物の排出量又は飛散量の削減について協力を求める。
光化学スモッグ 重大緊急報	揮発性有機化合物排出事業者に対して、揮発性有機化合物の排出量又は飛散量の削減、その他必要な措置をとるよう命令する。

オキシダントに係る緊急時の措置実施計画(変更・廃止)届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

電話

FAX

埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱第2の規定により、オキシダントに係る緊急時の措置の実施計画を作成(変更・廃止)したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
緊急時の電話番号	
緊急時のFAX番号	
緊急時の措置実施計画	別紙のとおり

備考 緊急時の電話番号及びFAX番号は、緊急時の発令又は解除を行った時に、必要な措置を講ずるよう協力を求め、若しくは命令等を行う場合に使用する。

緊急時の措置実施計画

揮発性有機化合物排出施設の 種類及び規模		
揮発性有機化合物排出施設の 揮発性有機化合物の排出量 (通常時: 使用量、排出量・濃度等)		
事業場全体の 揮発性有機化合物の排出量 (通常時: 使用量、排出量・濃度等)		

施設が多数でこの用紙に書ききれない場合は合計数だけを記入し、明細を別紙としてもよい。

緊急時における揮発性有機化合物の削減計画		削減方法 該当に	削減方法を具体的に記入	平均削減率 %
	注意報時	使用量の削減 排出量の削減 その他		
	警報時	使用量の削減 排出量の削減 その他		
	重大緊急報時	使用量の削減 排出量の削減 その他		

備考 削減方法欄は、複数の場合は複数に をつける。  
この用紙に書ききれない場合は、明細を別紙とすること。